

根室市内にお住まいの季節労働者のみなさまへ

根室市通年雇用促進協議会からのお知らせです。

# 資格取得に係る費用を助成します！！



根室市通年雇用促進協議会では、季節労働者の方が通年雇用化を目指すために、資格取得した際の費用を助成しております。

## 【助成内容】

当協議会が指定する教育訓練等を受講し、試験合格（資格取得）した季節労働者の方に対し、受講料等の10分の3（ただし、10万円を限度）を支給いたします。

## 【対象となる方】

根室市内にお住いの季節労働者の方（詳しくは裏面をご覧ください。）

※季節労働者とは雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方のことをいいます。

## 【助成金の対象となる資格（例）】

分野	取得を目指す資格
電気・土木	2級電気工事士、2級土木施工管理技士 等
運輸・建設機械	大型免許、大型特殊免許、大型二種免許、けん引免許、普通二種免許、中型免許、中型二種免許、準中型免許 車両系建設機械などの建設系技能講習
情報処理	パソコン2級検定 等
介護・福祉	介護職員初任者研修 等

※お申込方法等については、裏面に記載しております。

【お申込期間】 令和6年4月1日（月）～ 令和7年3月7日（金）

※ただし、予算が上限に達し次第、申込みを締切りますので、あらかじめご了承ください。

【お申込方法】 ① 受講前に受講対象となるか確認をさせていただきますので、必ず当協議会へご相談ください。

② 受講機関へ申込を行い、下記のものを持参のうえ、当協議会へ承認申請を行ってください。

■ 相談時に必要なもの

- ・ 身分が証明できるもの（運転免許証・住民票等）
- ・ 印鑑（シャチハタ印は不可）
- ・ 雇用保険の下記の A **短期特例受給者証** または B **資格取得等確認通知書** の写し
- ・ 教習所の受講料見積書（内訳がわかるもの、受講者本人名義）
- ・ 受講日程がわかるもの（予定表、時間割など）

③ 資格取得後、下記のものを持参のうえ、当協議会へ助成申請を行ってください。

- ・ 受講修了証明書
- ・ 免許証などの資格取得証明書
- ・ 受講料の内訳付き請求書（日付は領収書と同日）  
（受講者本人名義のもの、教習機関の押印必要）
- ・ 受講料支払領収書（受講者本人名義のもの、補習料金分も）
- ・ 印鑑（シャチハタ印は不可）
- ・ 振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）

④ 当協議会で交付決定後、振込先口座への入金を行います。

【問合せ先】 〒087-8711

根室市常盤町2丁目27番地（根室市役所商工労働観光課内）

根室市通年雇用促進協議会

電話 0153-23-6111（内線2273）

■ 受講対象者であることを証明する書類

**A** 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

**B** 雇用保険特例受給資格者証